

ロボティクス経営道場 受講規約

この講座受講規約(以下「本規約」)は、千葉工業大学(以下「本学」)が株式会社シー・アイ・ティ・サービス(以下「運営会社」)を通して提供する講座、またそれを含むシステム等(以下「本サービス」)の利用する際に適用する事項を定めるものです。

第1条(目的及び適用範囲)

- 1 本規約は、本学が提供する講座(以下「本講座」)の受講に関し、本学と受講者(以下「受講者」)との間の権利義務関係を定めることを目的とします。
- 2 本学は、本サービスの利用に関連してガイドラインその他名称の如何を問わない個別の規定(以下「個別規定」)を定めることがあります。個別規定は本規約の一部を構成するものとします。
- 3 本規約と個別規定の内容が抵触する場合には、当該個別規定に別段の定めがある場合を除き、個別規定が優先して適用されるものとします。

第2条(受講資格)

- 1 本講座は、学籍、職歴その他の属性を基準として受講資格及び定員を設定する場合があります。受講資格を満たす場合であっても、定員超過その他の事情により受講できないことがあります。
- 3 前項に基づき受講者を選定する必要が生じたときは、本学は、書類審査又その他本学が適当と認める方法により受講者を決定するものとし、審査基準及び選定状況について開示義務を負わないものとします。

第3条(受講契約の成立)

- 1 受講希望者は、本規約に同意のうえ、運営会社所定の申込方法により受講申込を行い、運営会社が当該申込を承諾した時点で、運営会社と受講希望者との間に受講契約が成立するものとします。
- 2 本学および運営会社は、受講希望者が次の各号のいずれかに該当すると判断した場合には、受講申込を承諾しないことができます。この場合、本学および運営会社は理由を開示する義務を負わないものとします。
 - (一)申込内容に虚偽又は重大な記載漏れがあるとき。
 - (二)過去に本学の運営又は本講座に関連して不適切な言動を行ったとき。
 - (三)その他本学が受講者として不相当と判断したとき。
- 3 受講申込は、受講希望者本人が行うものとし、法人による一括申込を行う場合には、事前に本学と協議のうえ所定の手続を経るものとします。
- 4 未成年者、成年被後見人、被保佐人又は被補助人が受講申込を行う場合には、事前に

法定代理人、後見人、保佐人又は補助人の同意を得なければなりません。

第4条(受講料の支払)

- 1 受講者は、受講申込時点で本講座に関するウェブサイト等に掲示された受講料を、運営会社が発行する請求書記載の支払期日までに、指定口座への銀行振込により支払うものとします。なお、振込手数料その他の費用は受講者の負担とします。
- 2 領収書が必要な場合、受講者は運営会社に対し発行を請求することができます。

第5条(登録情報の変更)

- 1 受講者は、その登録情報に変更が生じた場合、遅滞なく運営会社所定の方法により当該変更を届け出なければなりません。
- 2 運営会社が受講者に対し、変更内容を証明する書類等の提出を求めたときは、受講者は速やかにこれに応じるものとします。

第6条(受講申込の取消)

- 1 受講者が受講申込後に受講を取り消す場合、次の表に定めるキャンセル料を運営会社に支払うものとします。

ご連絡日	キャンセル料
受講申込後～開講 7 営業日前まで	受講料の 20%
開講前日まで	受講料の 50%
開講日以降	受講料全額

- 2 キャンセル料の支払は、指定口座への銀行振込により行い、振込手数料は受講者の負担とします。
- 3 受講者が講座の途中で解約(以下「途中解約」)を行った場合、運営会社は受講料を返還しないものとします。ただし、法令により返金義務が生じる場合を除きます。受講者は、途中解約後も本講座の運営に必要な範囲で運営会社が保有する当該受講者の個人情報適切に利用できることに同意するものとします。
- 4 前各項にかかわらず、受講者が自己の責に帰さない特別の事情(天災地変、疾病、事故、所属組織都合による転居等)によりキャンセル料の負担が著しく不相当であると運営会社が認める場合、受講者は事務局に対し個別に申出ることができるものとします。運営会社は受講者と協議の上、返金の全部又は一部を行うことができるものとします。

第7条(本サービスの終了・中止・停止)

- 1 本講座は、所定の講座スケジュールが完了したときに終了するものとします。
- 2 天災地変、戦争、感染症の拡大、講師の疾病その他やむを得ない事由により、本講座の

継続が困難となった場合、運営会社は、本講座を中止又は終了することができるものとします。

3 運営会社は、次の各号の一に該当するときは、受講者への事前通知なく、本サービスの全部又は一部の提供を停止又は中断することができるものとします。

- (一)本サービスに係るシステムの保守点検又は更新を行うとき。
- (二)地震、落雷、火災、停電その他不可抗力により本講座の提供が困難となったとき。
- (三)通信回線又は設備の事故が発生したとき。
- (四)その他運営会社が必要と判断したとき。

4 受講者が整備した機材又は通信環境に起因するノイズその他の障害が他の受講者の受講環境を著しく阻害する場合、運営会社は、当該受講者の受講を一時停止することができるものとします。

5 受講者が自己の都合により受講できない場合であっても、本条第2項により本講座が中止されない限り、受講料の返還は行わないものとします。

6 本条に基づき本サービスの提供を停止又は中断したことにより受講者又は第三者に損害が生じて、本学および運営会社は一切責任を負わないものとします。

第8条(禁止事項)

受講者は、次の各号に掲げる行為を行ってはなりません。受講者がこれらの行為を行った場合、運営会社は受講資格の剥奪、損害賠償請求その他必要な措置を講じることができるものとします。法人受講の場合、本学および運営会社は違反内容を当該法人の担当者に通知することがあります。

- (一)法令又は公序良俗に違反する行為。
- (二)犯罪行為又はこれを助長する行為。
- (三)本講座に含まれる著作権、商標権その他知的財産権を侵害する行為。
- (四)本学および運営会社、本講座の運営協力者、他の受講者又は第三者のシステムを破壊若しくは妨害する行為。
- (五)本講座で取得した情報を無断で商業利用する行為。
- (六)不正アクセス行為、他の受講者の個人情報等を不正に収集・蓄積・共有する行為。
- (七)なりすまし行為、無断の宣伝・勧誘行為。
- (八)反社会的勢力への直接又は間接の利益供与。
- (九)講義の録画・録音、講義URLの第三者への共有、講義資料の無断複製・配布・SNS投稿、コミュニティ内での不適切な発言その他本講座の運営を阻害する行為。
- (十)その他本学および運営会社が不適切と判断する行為。

第9条(競業避止)

1 受講者は、本学および運営会社の書面による事前承諾なく、本講座と同一又は類似のイ

ベントを主催、共催、企画又は運営してはならないものとします。

2 本条の効力は、本講座終了後5年間継続するものとします。

第 10 条(著作権・知的財産権)

1 本サービスを通じて提供される教材、動画、資料その他一切のコンテンツ(以下「コンテンツ」)に関する著作権その他知的財産権は、運営会社又は正当な権利者に帰属するものとします。

2 受講者は、運営会社の書面による事前承諾なく、コンテンツを複製、改変、頒布、公衆送信その他二次利用してはならないものとします。

3 受講者が前各項に違反し運営会社に損害を与えたときは、受講者は自己の費用と責任において当該損害を賠償するものとします。

第 11 条(個人情報の取扱い)

1 本学、運営会社および本講座の運営に関する協力者である PwC コンサルティング合同会社(以下「運営協力者」)は、本サービスの運営に際して取得した個人情報を、それぞれ千葉工業大学の[個人情報保護方針](#)、株式会社シー・アイ・ティ・サービスの[個人情報保護方針](#)、PwC コンサルティング合同会社の[個人情報保護方針](#)に従い、適切に取り扱うものとします。

2 本学、運営会社および運営協力者は、本講座の運営に係り以下に則り、申込者及び受講者の個人情報を共同利用することができるものとします。

一 共同利用する個人情報の項目:受講者の氏名、住所、電話番号、メールアドレス、その他、運営会社が受講者から提供されたすべての情報

二 共同利用する者の範囲:本学、運営会社および運営協力者

三 利用目的:運営会社および運営協力者がそれぞれの個人情報保護方針に定める目的。

四 個人情報の管理について責任を有する者:本学および運営会社

3 個人情報に該当しない統計情報等につき、受講者は、本学および運営会社および運営協力者が研究及びサービス向上の目的で利用することをあらかじめ承諾するものとします。

4 本講座は録画・撮影され、講義内容及び講義中に行われた質疑応答を含め、後日オンデマンド配信その他の方法により公開又は販売される場合があります。受講者は、録画・撮影の過程において受講者の顔、身体及び音声等が入り込む可能性があることについて、あらかじめ承諾するものとします。なお、承諾できない受講者は事務局に申出た場合に限り、当該受講者が入り込んだシーンを公開しないものとします。

第 12 条(資格及び権利義務の譲渡禁止)

受講者は、本講座に基づく受講資格及び一切の権利義務を、第三者に譲渡、移転、担保設

定その他処分してはなりません。

第 13 条(利用制限及び登録抹消)

1 運営会社は、受講者が次の各号のいずれかに該当すると判断した場合、事前の通知なく、本サービスの全部又は一部の利用を制限し、若しくは受講者登録を抹消することができるものとします。

- (一)本規約のいずれかの条項に違反したとき。
- (二)登録情報に虚偽の事実が判明したとき。
- (三)運営会社からの連絡に対し相当期間応答がないとき。
- (四)本サービスについて最終利用日から相当期間利用がないとき。
- (五)その他運営会社が受講者として不適当であると判断したとき。

2 前項に基づき運営会社が行った措置により受講者に損害が生じても、運営会社は一切責任を負わないものとします。

第 14 条(サービス内容の変更等)

1 運営会社は、受講者に対し事前に通知することにより、本サービスの内容を変更し、追加し、又は廃止することができるものとします。

2 前項の変更、追加又は廃止により受講者又は第三者に損害が生じても、運営会社は一切責任を負わないものとします。

第 15 条(保証の否認及び免責事項)

1 本学および運営会社は、本サービスについて、安全性、正確性、完全性、有用性、特定目的適合性その他いかなる保証も行いません。

2 本学および運営会社は、本サービスに起因し又は関連して受講者に生じた損害について、本学および運営会社の故意又は重過失による場合を除き、一切責任を負いません。ただし、本サービスに関する契約が消費者契約法に定める消費者契約となる場合には、本項の規定は適用されません。

3 前項ただし書に該当する場合であっても、本学および運営会社の賠償責任は、当該損害が発生した月に受講者から受領した受講料の総額を上限とします。

4 本学および運営会社は、受講者間又は受講者と第三者との間で生じた取引、連絡若しくは紛争について一切関与せず、責任を負いません。

第 16 条(通知及び連絡)

1 本学および運営会社と受講者との間の通知又は連絡は、本学および運営会社所定の方法により行うものとします。

2 受講者が届け出た連絡先に発信された通知は、発信時に受講者に到達したものとみなし

ます。

3 受講登録が継続している限り、本学および運営会社は、新講座案内その他本学および運営会社が必要と認める情報を送付することができるものとします。

第 17 条(規約の改定)

1 本学および運営会社は、次の各号のいずれかに該当するときは、受講者の個別の同意を要せず、本規約を改定することができるものとします。

(一)改定が受講者の一般の利益に適合するとき。

(二)改定が合理的かつ必要であり、かつ改定前の目的に照らして相当であるとき。

2 本学および運営会社は、規約改定の際、改定内容及び効力発生日を少なくとも14日前までに受講者に通知するものとします。

3 受講者が改定後に本サービスを利用したときは、改定後の規約に同意したものとみなします。

第 18 条(準拠法及び合意管轄)

本規約は、日本法を準拠法とし、本講座に起因又は関連して生じた一切の紛争については、本学および運営会社所在地を管轄する地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

以上

初版:2025 年 8 月 1 日 制定